

(市外施設用)

5川こ保1第1568号
令和6年2月29日

市外各民間保育所園長 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部 保育第1課長

川崎市への保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残り僅かとなってきたところですが、**公定価格について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（+5.2%）を行うため、令和5年12月に改定されました（令和5年4月から遡及して適用）。**

つきましては、年度末の円滑な請求・支払事務の取扱いについて、次のとおり通知いたします。

1 追加分の請求について

令和5年度の給付費等の請求期間は出納整理期間である令和6年5月までです。上記の公定価格の改定に伴う追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、請求時期・内容について次の表のとおりとさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和6年3月 ～ 令和6年4月	◎ 公定価格の改定に伴う追加払（令和5年4月～令和6年2月分）及び3月分を請求 してください。 ◎ 3月加算（高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算）の請求もお願いします。また、処遇改善等加算Ⅱ及びⅢについても、新たに認定があった場合や、人数等に変更があった場合は、漏れなく請求をお願いいたします。その際、各市区町村発行の 加算認定の通知書の写しの添付 もお願いします。 ◎ 未請求月分については、必ず4月までに請求してください。 ◎ 4月～3月分の追加請求について、各種認定通知等が届いている施設は、できるだけ4月分までに請求してください。
令和6年5月	◎ やむを得ず追加請求が4月までに終わらなかった分についてのみ請求を行ってください。

※なお、各請求年月とも、**15日（15日が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに受け付けた分が当月末払となりますので、期限厳守をお願いいたします。5月15日を過ぎると令和5年度分の支払いができなくなります**ので、御注意ください。

2 その他の留意事項について

その他請求上、留意が必要な事項として、次の点が想定されますので、御留意ください。

<請求上の留意点>

- ・本市への保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求方法については以下の市ホームページに、通知文及び請求様式を公開していますので、適宜、ダウンロードして御利用ください。

⇒川崎市への市外保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求について
(URL <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000068647.html>)

- ・本市では保育必要量の変更や処遇改善等加算率などの加算の遡及認定等により、追加請求や精算を行おうとする場合には、未払分の請求と併せて追加請求又は精算を行えるものとしています。**本市所定の請求明細書を適宜、様式を加工したりして、追加請求又は精算が必要な金額を記載の上、御請求**ください。追加請求や精算の内容が複雑な場合には、別途内訳が分かる明細書を添付の上、併せて御送付ください。

- ・なお、請求書等の送付先は、次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当宛て

(封筒の表面に**“広域入所に係る給付費請求書在中”**と記載してください。)

請求に関するお問い合わせ

(川崎市事務処理センター)

電話 044-233-1140

FAX 044-233-1136

(給付・指導担当)

電話 044-200-2662